

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

集計期間：令和7年1月～令和7年12月

区分1に分類される手術

	手術名	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄班下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術

	手術名	件数
ア	靭帯断裂形成手術等	11
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	6

区分3に分類される手術

	手術名	件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	3
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術

	手術名	件数
4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	320

その他の区分に分類される手術

	手術名	件数
ア	人工関節置換術等	24
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0